

平成 3 0 年

議会運営委員会記録

平成 3 0 年 5 月 2 9 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成30年5月29日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時51分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 けさみ 議員	副 委 員 長	猪 原 陽 輔 議員
委 員	吉 田 武 司 議員	委 員	富 澤 啓 二 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 秀 雄 議員
副 議 長	村 田 富士子 議員	委 員 外 議 員	菅 原 満 議員
委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員	委 員 外 議 員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
総務人権課長	寄 口 昌 宏		

◇事務局職員

議会事務局長	本 間 修	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	細 野 千 恵	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
平成30年和光市議会6月定例会の会期日程等について
- 特定事件8 その他議会運営に関することについて
決算審査にかかる要求資料について
和光市議会基本条例に基づく見直しについて
議会報告会の反省及び次回の議会報告会の開催について
平成30年度議員研修会について

午前 9時30分 開会

○吉田けさみ委員長 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成30年6月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましては、5月31日に開会すべく、24日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提出する案件は、報告が5件、専決処分の承認が4件、条例の一部改正が6件、補正予算が1件の合計16件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○吉田けさみ委員長 副市長は公務のためこれで退席いたします。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成30年和光市議会6月定例会の会期日程等について、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、決算審査に係る要求資料について、基本条例に基づく見直し、議会報告会の反省及び次回の議会報告会の開催について、平成30年度議員研修会についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定として、平成30年和光市議会6月定例会の会期日程について議題とします。

提出議案は、報告5件、議案11件です。

提出議案の説明をお願いいたします。

安井総務部長。

○安井総務部長 それでは、本会議に提出する報告及び議案について順次説明いたします。

初めに、報告第1号、継続費通次繰越しの報告について説明いたします。

平成29年度当初予算において設定した庁舎防災拠点整備事業について、執行済みを除く残額を翌年度へ通次繰越しをしたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、繰越計

算書を調製し、報告するものであります。

次に、報告第2号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

平成29年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）及び（第4号）で計上しました10事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次に、報告第3号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

平成29年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）で計上しました2事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次に、報告第4号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

平成29年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）及び（第3号）で計上しました3事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

なお、報告第2号、報告第3号及び報告第4号において繰り越す事業につきましては、平成29年12月定例会及び平成30年3月定例会において御審議いただいたものであります。

次に、報告第5号、和光市下水道事業会計予算繰越しの報告について説明いたします。

平成29年度埼玉県和光市下水道事業会計のうち建設改良費の雨水整備事業について、地方公営企業法第26条第1項の規定により、当該事業に係る予算を平成30年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

次に、議案第32号及び議案第33号、専決処分の承認を求めることについては関連がありますので、一括して説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行された事項については、適用される関係条項について緊急に改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により、和光市税条例の一部改正及び和光市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正を行ったものであり、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

次に、議案第34号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険税減税措置を拡充する内容を含んだ地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより、適用される関係条項について緊急に改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により、和光市国民健康保険税条例の一部を改正したものです。同条第3項の規定に基づき、その承認を求めるものであります。

次に、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の

施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年3月22日に公布され、同年4月1日より施行されたことなどにより、適用される関係条項等について緊急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部の改正を行ったものであり、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

次に、議案第36号、和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、公職選挙法の一部改正に伴い、和光市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第37号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、学校教育法の一部改正に伴い、条文中の学校教育法の引用箇所について所要の改正を行いたいため、この案を提出するものであります。

次に、議案第38号、和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことなどに伴い、改正内容の一部について適用される関係条項を改正する必要が生じたため、この案を提出するものであります。

改正内容につきましては、中小企業が生産性を向上させるような設備投資を行った場合に、償却資産に係る固定資産税の課税標準となる価格をゼロとするものであります。

次に、議案第39号、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正等に伴い、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例について、所要の改正を行い、対象世帯の利用者負担額を減額することにより、低所得者世帯、多子世帯等の経済的負担軽減を図るものであります。具体的には、教育認定子供の第3階層の利用者負担額について、改正前の1万4,100円から1万100円へ減額するものであります。

次に、議案第40号、和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令が平成30年8月1日より施行されるため、条例の一部に所要の改正を行いたいため、この案を提出するものであります。

次に、議案第41号、和光市立公園条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、新たに都市公園を設置したため、和光市立公園条例を改正したいので、この

案を提出するものであります。

次に、議案第42号、平成30年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億884万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ259億7,484万6,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

款2総務費では、文化芸術創造拠点形成事業助成金や小ホール舞台機構設備手動ウインチ交換工事を追加計上するなどしております。

款3民生費では、学童クラブ指定管理料を増額するほか、（仮称）第五小学校放課後子ども総合プラン拠点施設新設工事や、生活保護医療扶助適正化支援事業委託料を追加計上するなどしております。

款7商工費では、公衆浴場近代化設備資金補助金を追加計上しております。

款8土木費では、社会資本整備総合交付金の内示に伴い、補助事業として予定していた市道舗装繕工事や白子三丁目中央土地区画整理組合に対する補助金等を減額する一方、アーバンアクア公園整備工事を増額するなどしております。

款10教育費では、第三小学校土地賃借料を増額するほか、第五小学校境界堀・プール改修工事を追加計上するなどしております。

次に、主な歳入について説明いたします。

款15国庫支出金及び款16県支出金では、文化芸術創造拠点形成事業補助金や、子ども・子育て支援整備交付金を追加計上するほか、社会資本整備総合交付金の増額及び減額に加えて、コミュニティ・スクール導入促進事業補助金及び学校施設環境改善交付金を減額するなどしております。

款21諸収入では、一般財団法人地域活性化センターからの助成金20万円や、一般財団法人自治総合センターからの助成金250万円を追加計上しております。

款22市債では、社会資本整備総合交付金の内示及び学校施設環境改善交付金の減額による事業費の補正に伴い、市債を増額及び減額するほか、第五小学校境界堀・プール改修事業債及び放課後子ども総合プラン拠点施設新設事業債を追加計上するなどしております。

なお、和光市健全な財政運営に関する条例第9条第2項においては、毎年度の起債の合計額が地方債元金償還額を下回るよう努めることとされておりますが、一般会計における起債の合計額が地方債元金償還額を2,400万円上回ることとなります。起債については、当該条例で例外的に認められている事業の重要性及び緊急性を考慮したのですが、後年度の財政運営に大きく影響を与えることとなりますので、今後も事業の必要性等を十分検討した上で活用してまいりたいと考えております。

また、歳入歳出調整後の歳入の不足額1億122万3,000円については、財政調整基金からの繰

り入れをもって措置しております。

○吉田けさみ委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。(午前 9時47分 休憩)

再開します。(午前 9時49分 再開)

まず、議案の先議についてです。

初めに、報告第1号から報告第5号は議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなり、討論、採決はありません。

この質疑は通告をとらず開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第32号から議案第35号は、委員会付託を省略して、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

休憩します。(午前 9時51分 休憩)

再開します。(午前 9時54分 再開)

次に、請願・陳情についてです。

今回は提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。

また、提出期日までに議会事務局に持参し、提出された陳情はなかったことを御報告いたします。

次に、郵送で提出された陳情について報告願います。

齊藤秀雄議長。

○齊藤秀雄議長 今回郵送で提出された陳情は配付しましたとおり、平成30年5月21日受理の「和光市における受動喫煙防止対策」に関する陳情書。

以上1件でございます。

○吉田けさみ委員長 ただいま報告されました陳情は、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付しましたので、御確認ください。

次に、一般質問についてです。通告者は16人です。質問時間は申し合わせにより、再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告書が1件出ていますので、報告します。

次に、会期についてです。会期は20日間とし、常任委員会を2日間で、初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会としたいと思います。また、一般質問は4日間とし、いずれも1日4人としたいと思います。

なお、6月1日金曜日、6月4日月曜日から6日水曜日までを調査休会、6月18日月曜日を休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は6月4日月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、議長から報告があります。

齊藤秀雄議長。

○齊藤秀雄議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告します。

市長選出区分及び市議会議員選出区分において欠員が生じたため、同連合会規約に基づく選挙を実施する旨の通知がありました。候補者数は、市長選出区分においては欠員3名に対して候補者3名、市議会議員選出区分においては欠員2名に対して候補者2名となり、いずれの区分においても選挙は行わないこととなりました。

以上です。

○吉田けさみ委員長 ただいま議長から発言がありました件は御了承いただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙について議長から報告があります。

齊藤秀雄議長。

○齊藤秀雄議長 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員について、市議会議員選出議員に1名の欠員が生じており、選挙を実施する旨の通知を受けています。

今後、候補者数が選挙すべき議員数を超えた場合には、6月議会において選挙を実施することになりますので、御了承願います。選挙の有無は確定次第、御報告させていただきます。

なお、告示日が4月23日で、候補者届け出受付期間が5月21日から5月29日までとなっております。

○吉田けさみ委員長 ただいま議長から発言がありました件は御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、意見書案についてです。

公明党から1件、日本共産党から1件の意見書案が提出されています。この意見書案の調整のため、6月7日木曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、調整が整った場合は、6月14日木曜日、一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、今期定例会のポスターは掲示いたしましたとおりです。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、このようにしたいと思います。

次に進みます。

特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、平成29年度決算審査に係る要求資料についてです。

昨年度から決算審査資料を執行部提案により見直しを行いましたが、今年度追加あるいは不要となる資料があるかないかを協議願います。今回、配付いたしました案を各会派に持ち帰っていただき、内容を検討の上、6月7日の議会運営委員会で決定したいと思います。

休憩します。（午前 9時58分 休憩）

再開します。（午前10時02分 再開）

次に進みます。

基本条例に基づく見直しについてです。

本日は、検討項目4点目の議員間討議、検討項目5点目の議員の資質向上について取りまとめたいと思います。

初めに、検討項目4、議員間討議についてです。

議員間討議につきましては、検討結果として方向性も含めてなんですけれども、和光市議会における議員間討議のあり方についてということで、今後も協議検討を図るとまとめたいと思います。意見として、今後も議員間討議については先進地の視察や勉強会を行い、検討していくのはどうか。議員間討議なのか議員間協議なのか、あるいは協議し、まとめるための討議なのか、ほかの議会の実情も踏まえて和光市議会として検討する必要があるなどの意見がありました。このようにまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、検討項目5、議員の資質向上についてです。

検討結果あるいは方向性としまして、議員1人1人が責務と役割を自覚し、不断の研さんに努めることとあわせて、和光市議会として議員の力量を高めるために研修や視察の機会を設けていくと。意見として、和光市議会として資質向上にどう取り組むか検討する必要がある。また、議案に対して調査抜きで賛成、反対がひっくり返ってしまう事例もあるなど、調査や個人の自覚も含めて資質を向上する必要がある。執行部による研修の実施あるいは研修後の討議なども資質向上になると思う。市政全体を見据えた広い視点、長期的な展望を持って、的確な判断を行い、みずからの資質を向上するために不断の研さんに努めることが大事だ。議員は専門職として議員としての責務と役割を果たす必要がある。そのためには自覚的に学習に取り組むことや、議会としての研修、図書館の充実と活用も必要だと思う。このような意見がありました。このように検討結果と意見という形でまとめたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に進みます。

前回の議運で検討項目6、議会報告会のあり方について、提案会派からの提案理由に対して、各会派で協議をいただいておりますので、各会派の検討結果の報告をお願いしたいと思います。

提案者が緑風会、日本共産党、希望でしたので、それ以外の会派の御意見をお願いいたします。

公明党、富澤啓二委員。議会報告会のあり方について御意見をお願いいたします。

○富澤啓二委員 今のやり方を踏襲するのでよろしいかと思えます。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 現状の形でよいと思えます。その時々に入れた課題をテーマにしていくということで現状の形でいいと思えます。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 現状、意見交換会をベースにやっておりますが、参加者が多くなったので、意見交換会ベースにやっていくと。従来のやり方がいいんじゃないかと思えます。テーマをどのように設定していくかということが課題になりますので、テーマの設定については検討していく必要があるかなと思えます。

○吉田けさみ委員長 和光・まちづくり市民の会、赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今のままでいいと思えます。テーマはやっぱりその時宜にかなったものをみんなで検討してテーマを決めてやっていければいいと思えます。

○吉田けさみ委員長 歩みの会、小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 現状どおりでいいと思えます。開催するたびに反省、振り返りを行い、また次の報告会、どのように行っていくかということが話し合われておりますので、今のまま進めていくのがいいと思えます。

○吉田けさみ委員長 次に進みます。

検討項目7の陳情の取り扱いについてです。

提案者は希望となっています。これに対して各会派からの検討結果をお願いいたします。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 陳情の取り扱いについてなんですけれども、何年か前にちゃんと陳情の流れというのをまとめたところですので、現状のままでいいかなと思っております。

○吉田けさみ委員長 公明党、富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 同じくしっかりしたものがありますので、現状維持でよろしいかと思えます。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 私も現状維持でいいと思いますが、菅原委員外議員提案のこの所管委員会で協議していくということもありかと思えますけれども、協議の結果が議員の採決に影響を与えるものではないということで、協議することもいいかなとは思いますが。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 現状のままでよいと思えます。現在、その陳情の結果がどうなったかというのは賛否が明らかにされているのでわかりますけれども、賛否がなかった場合は、例えば市民の方から自分から情報をとりに行かないとわからないということになりますので、市民の立場からは現状のほうがわかりやすいのではないかなと思えます。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 地方自治法の中で、議会で議案と陳情については審査すると明文化されています。菅原委員外議員がおっしゃるのは、採決を諮るかどうかという関係かと思うんですけども、この点について、やはり委員会に付託されて、委員会で審査した場合に、それぞれの委員の方の御意見というのはきちんと表明できるんですけども、やはり本会議において委員長が報告するだけではなくて、委員会で審査に加われなかった委員外議員の方たちも討論という形で本会議場で参加できるということができると思うんですね。ですから、やはり採決をとるという方法を含めて、全ての議員が陳情に向き合うという形をとるというふうな意見でまとまりました。ですから、今の時点では日本共産党としては現状のままでいいということです。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代いたします。

和光・まちづくり市民の会、赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 現状のままでいいと思えます。

○吉田けさみ委員長 歩みの会、小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 現状のままでいいと思うんですが、提出者の方にはやっぱり採択、不採択という形で回答があることが必要だと思いますが、その上で政策として和光市のために必要なものなどは、和光市議会として意見書としてまとめるという形をとってもいいのではないのかと考えました。

○吉田けさみ委員長 それぞれ各会派から協議した結果を発言していただきましたけれども、改めて提案者の菅原満委員外議員、いかがでしょうか。

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 もう協議した結果なので結構です。

○吉田けさみ委員長 それでは、検討項目6、7、議会報告会のあり方と陳情の取り扱いについては次回まとめていきたいと思えます。

次に進みます。

検討項目8、決算のあり方について、提案会派、緑風会から説明をお願いいたします。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 決算のあり方についてなんですけれども、何年か前に常任委員会へ分割付託するというところで試行という形でやっていたけれども、昨年に新たに決算については、各常任委員会へ付託して審査していくということに決まりましたので、現状で実施していくことが望ましいと思えます。

○吉田けさみ委員長 提案者に対して質問ありますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

次に進みます。

検討項目9、一般質問のあり方について、提案会派から提案理由等お願いいたします。

初めに、日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 基本条例第6条で、論点を明確にするため、一般質問を一問一答方式により行うことができるとしていますが、現状では再質問から一問一答方式になっております。これを1回目の質問から発言項目ごとに一問一答で行ったらどうかという提案です。

理由としては、傍聴者にとって1回目の質問から一問一答でやったほうがわかりやすいのではないかということです。

○吉田けさみ委員長 続いて、緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 一般質問についてなんですけれども、今のやり方についてはいいと思うんですけれども、時間のところについて一律30分に変更することを検討していけたらと思えます。

○吉田けさみ委員長 希望の菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 一般質問については、委員会審査と内容によってはどうしても一般質問でも触れざるを得ないとは思いますが、議案で出ている内容について改めて一般質問で聞くという形もあるのかもしれませんが、やはり議案として出ている以上、委員会審査をきちんと尽くして、その上でなおということならばなんですけれども、その辺は改めてきちんと認識しておいたほうがよいのではないかと思います。一般質問出して、委員会審査である程度だけ聞いて、あとは一般質問でということではなく、きちんと委員会で審査を尽くすということであれば、相当細かく聞けるのかなという気もしますので、改めてその辺の認識を確認したらいかがでしょうかということ提案をさせていただいた次第です。

○吉田けさみ委員長 それぞれ提案者に対して質問はありませんか。

公明党、富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 緑風会に質問ですが、一律30分にする何か理由があると思うんですが、教えていただければと思います。

○吉田けさみ委員長 緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 今一般質問の時間で一律30分ということなんですけれども、40分が12月と3月、6月と9月が30分となっているんですけれども、その分け方がわからないということと、あと、もし40分であれば、予算のときと、3月と9月の決算のときに時間が40分ずつというのだったらわかるんですけれども、何か質問時間の割り振りのところもちよっと疑問に思うところと、あと、大体見てまして、持ち時間を40分使う方はほとんどおられないので、30分でもいいのかなと思って、会派で話をして、一律30分にしたほうがわかりやすくいいんじゃないかなということで提案をさせていただきました。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 日本維新の会の金井委員にお伺いしたいのですが、初回から一問一答でずっとやるほうがわかりやすいという御説明いただきましたが、これを実際に採用されている議会というのはあるのでしょうか。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 事例は調べていないのでわかりません。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 はい、わかりました。知らないということで。

○吉田けさみ委員長 菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 最初から一問一答と、最初にどういう質問をするかということで、全項目を質問しておいて、それから2回目以降一問一答にしていっても、質問の仕方とか、そういった工夫で十分傍聴者にも伝わっていくという気もしますし、逆にどういうことを聞くのかということで全体をまず質問しておくことで、傍聴者の方にもそれぞれ興味を持っていただくことができるという気もしますが、その点についてはいかがなんでしょうか。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 傍聴者によっても受けとめ方は異なると思うんですが、例えば地方議会ではそういうやり方をしているんでしょうけれども、国会の質疑のやり方を見ていると、一問一答でやっているの、大分話題も地方議会とは違うんで簡単には比較はできないんですが、結構活性化する場面も見られますので、一問一答でやったほうが活性化するんじゃないかなというところで提案しておりますので、これも試行錯誤ですから、やってみないとわからないというのが本音ではあります。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 菅原委員外議員にお聞きしたいんですけれども、一般質問ではなくて、同じ事務が予算等に出てくる場合には、委員会審査がまず最優先なんだという考え方で提案されていると考えればいいんだと思うんですけれども、いいのかどうかという、それをまず1つ確認したいんです。というのは、例えば今回の6月定例議会の議案が配付されるのが告示日なんですけれども、8時30分とは限らないわけですよ。例えば9時であったり10時であったりと。その前に一般質問の通告をしているといった場合に、通告した中身が議案書に出てくるという可能性もあるわけです。そういうケースもあることを例えば3月定例議会であれば、当初予算ですから、事務全般にわたって予算化されるという関係もあります。考え方として、あくまでも重複する一般質問があったとしても、委員会審査が最優先で、そこで詳細にわたって徹底して審査をするんですよという考え方で提案だと理解してよろしいのでしょうか。

○猪原陽輔副委員長 菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 優先かどうかということではなくて、当然今の日程だと早く一般質問を出せば、議案見る前に一般質問を提出をするということにはなるわけなんですけれども、ある程度特に決算、予算のときには明らかにいろんな内容が出てくると。6月、12月はまたいろんな考えで一般質問を展開されるわけなので、あくまでも優先して一般質問で聞いてはだめですよという趣旨ではなくて、でき得る限りやはり議案として出てきて、執行部に対して細かく確認をできる部分についてはきちんと確認をしておくということの認識をもう一度持つということで提案をさせていただいたということで、聞いてはだめということは言えませんので、当然言う気もないし、それは個々人のそれぞれ議員のお考えがあるわけなので、ただ議案で出ている以上、その議案に関してはきちんと委員会で審査を尽くしましょうということでもあります。ですので、その辺は念頭に置いて協議というか、共通の認識を持てるような形で協議いただければということでもあります。

○猪原陽輔副委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 わかりました。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代いたします。

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 質問時間の30分、40分の話なんですけど、これは古い話というか、もともとは全て30分でした。過去の会議録とか見ていただければ、私が議員になったときは30分で、ただ、当時3回だけしか質問回数なかったんですが、30分で3回でも相当時間足りず、1人大体30分持ち時間でしたけれども、1時間、1時間半とか2時間とかやっていて、時間がどうしても足りないということで、40分に変えるべきではないかという議論があって、いや、それは長いし、質問の工夫とかいろんなことを考えればということのやりとりが何回かあった上で、そうしたら、先ほども吉田武司委員からあったように、12月は次年度予算の関係でいろいろと予算要求というか、予算編成についての要望も出しているし、重要な質問を10分間延ばしてほしいと。3月はやはり予算が出てきていて、新年度のいろいろな方向性が示されるわけだから、

せめて3月と12月は10分延ばせないかという中で、それをいろいろ協議した中で、最終的にそれでは3月と12月が40分、6月と9月は30分ということで落ちついた経緯があると私自身は記憶しております。

ただ、その後一問一答形式になったのと、あと、質問時間を使ってないとかいろいろありますけれども、その辺についてはいろいろな考えがあるんでしょうけれども、30分、40分の経緯というのはそういう経緯だったと記憶しております。本来的には全部40分ということで、当時間も議員が多かったので、一般質問の会期中相当時間延長をしないと終わらないというようなこともあったということもあって、全部を40分というのはなかなか難しいだろうということで、今現在の形に落ちついてきていると記憶しています。一部ちょっと記憶が違うかもしれませんが、基本的にはそういうことで30分、40分になっているということで覚えております。

○吉田けさみ委員長 緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 今まで皆さんの質問している時間をある程度チェックしている中で、ちゃんと40分を使い切っている方がいない。30分ぐらいで大体終わっているということがあって、以前もそういう見直しをしたということなので、今回もこういう見直しをされたらどうかというのを提案をさせていただいているので、それを協議していただければと思います。以前もそういう決まりがあって、30分を40分に延ばしたというのは今伺ったんで、わかりましたけれども、改めて今の状況を見たら、一律30分でもいいのかなと考えますので、それを協議していただきたいと思います。

○吉田けさみ委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 一律30分の案も協議することは必要だと思うんですけども、先ほど菅原委員外議員がおっしゃったように、過去の議員の中で、継続の中で3月と12月の40分、僕はこれはすごくよく考えてつくっているんだと思います。もしこれが個々の議員で長くて時間が余っているのであれば、それはテーマを減らして、その人は短い時間にして、私の場合はちょっと時間が足りないぐらいなので、やっぱり40分は守ってほしいと思います。

○吉田けさみ委員長 ほかに提案者に対して質問ありますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、検討項目8番目の決算のあり方、検討項目9番の一般質問のあり方については一度各会派に持ち帰って次回の議会運営委員会で協議を行います。

休憩します。（午前10時30分 休憩）

再開します。（午前10時39分 再開）

次に進みます。

議会報告会の反省及び次回の議会報告会の開催についてを議題といたします。

さきに開催した議会報告会について、各会派の反省、意見交換会の概要、アンケート集計結果をお手元に配付してあります。

また、提出いただきましたデータをもとに市議会ホームページ案を作成いたしました。

一度会派に持ち帰っていただき、次回の議会運営委員会で総括したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

また、次の議会報告会の行い方、意見交換会を実施するとした場合のテーマ等と開催予定日について次回の議会運営委員会で協議したいと思いますけれども、ここで次回の開催予定日についてだけ提案させていただきたいと思うんです。去年の決算審査の議会報告会が11月7日でした。ところが、今回は7日が議長の公務が入っております。それで、前日の11月6日にしたいと思うんです。それから、11月10日と11日が市民まつりということもありますので、一応めんどとして11月6日。それから会場なんですけれども、来ていただくのに団体をお呼びしたときに、皆さん駐車場があつて来やすいという関係もあつて、今までどおり全員協議会室と、この委員会室等を活用して庁舎内でやりたいと思うんですが、提案したいと思います。会派に持ち帰ってぜひこの件について検討をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、平成30年度議員研修会についてです。

現在のところ、新しい風から提案がございました。この提案について提案者からの説明をお願いいたします。

新しい風、猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 議員研修会の希望テーマといたしまして、広沢複合施設についての研修を希望いたしております。広沢複合施設の整備につきましては基本計画というのが示されているわけですが、さらに理解を深めるため、担当の方から基本コンセプトや施設の内容、エリアマネジメントのほか、どのような整備のやり方をするのか、その整備手法についても含めて説明をいただきたいと思っております。このエリアマネジメント含めて専門用語等が非常に多いので、今任期つきで専門家の方が市のほうに来ていただいておりますので、直接御説明いただきたいなと思っております。

以上が理由でございます。

○吉田けさみ委員長 研修会の提案についての提案説明でした。

それでは、議員研修会について一度会派に持ち帰っていただいて、次回の議会運営委員会までに検討していただきたいと思います。

それでは、以上でその他議会運営に関することについての協議を終了いたします。

今後の議会運営委員会などの日程を確認したいと思います。

6月7日木曜日、本会議終了後、意見書案の調整、決算審査に係る要求資料について、基本条例に基づく見直しについて、議会報告会の総括及び次回開催について、議員研修会についてを議題とします。

6月14日木曜日、全員協議会終了後、調整が整った場合、意見書案の確認、基本条例に基づく見直しについて。

6月19日火曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打ち合わせ1回目を行います。

7月10日火曜日、9時30分から議会だより編集事前打ち合わせ2回目を行います。

7月13日木曜日、13時30分から広報議運と基本条例に基づく見直しについて。

以上となります。御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

議長からその他の日程についてです。

齊藤秀雄議長。

○齊藤秀雄議長 議員会の日程について御報告します。

会計監査を5月31日木曜日、本会議終了後開催します。監事の熊谷議員、会計は内山議員、富澤議員です。内山議員に連絡をお願いします。

続いて、役員会及び総会。これは6月19日火曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打ち合わせの前に行います。役員会は第2委員会室で、その後に総会を全員協議会室で行います。

6月19日は総会もあるということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、埼玉県市議会第5区議長会議員研修会が開催されます。日程は7月26日木曜日、午後2時から、場所はサンアゼリア大ホールで、講師は東海大学文化社会学部、広報メディア学科教授河井孝仁先生です。全議員対象となりますので、欠席する場合は欠席届を事務局へ提出してください。よろしくお願いいたします。

○吉田けさみ委員長 ただいまの件についてはよろしくお願いいたします。

休憩します。(午前10時46分 休憩)

再開します。(午前10時50分 再開)

ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時51分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 け さ み